

電気通信分野における経済安全保障推進法の 特定社会基盤役務の安定的な提供の確保 に関する制度の解説

- 本解説は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）第3章の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度について、電気通信分野に関する導入等計画書の事前届出等に関する事項等を解説するものです。本解説は、簡潔な記述をしている箇所がありますので、届出等を行うに当たっては関係法令等も併せて確認してください。
- 本解説は今後も随時改訂していくものとなりますので、最新のものを確認いただくようお願いします。

令和7年10月1日

総務省

サイバーセキュリティ統括官室

【凡例】

「法」 経済施策を一体的に構ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 43 号）

「政令」 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和 4 年政令第 394 号）

「省令」 総務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和 5 年総務省令第 64 号）

※ その他、特に断りのない限り、この解説において使用する用語は、法第 3 章、政令及び総務省令において使用する用語の例によるものとする。

- Q 1. 電気通信事業の特定重要設備は総務省令第 1 条第 1 項第 1 号で規定されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。
- Q 2. 電気通信事業の構成設備について、省令第 13 条第 1 項第 1 号から第 4 号において記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。
- Q 3. 電気通信事業の設備の重要維持管理等には具体的にどのような行為が該当しますか。
- Q 4. 電気通信事業における特定重要設備の機能に関する変更とは、具体的にどのような変更ですか。
- Q 5. (特に品名・型番等がない設備が対象となる場合、) 電気通信事業の設備 A については、「名称」として何を記載する必要がありますか。
- Q 6. 電気通信事業において導入に携わる者には具体的にどのような者が該当しますか。
- Q 7. 電気通信事業の特定重要設備／構成設備においては、どの程度の支障が生じれば緊急やむを得ない場合と認められますか。
- Q 8. 電気通信分野において、リスク管理措置の導入^⑭・重要維持管理等^⑨にかかる国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準とは何が該当しますか。
- Q 9. 国際海底ケーブルに関する特定重要設備の導入や重要維持管理等の委託については、どの時点から事前相談をする方がよいのでしょうか。

Q 1. 電気通信事業の特定重要設備は総務省令第 1 条第 1 項第 1 号で規定されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

○ 電気通信事業の特定重要設備の具体的な設備例としては、以下のとおりです。なお、これらは例示であり、設備の名称が以下と異なる場合でも、これらと同様の機能を有する設備は特定重要設備に該当します。

固定系電気通信設備	・ 端末系交換設備 ・ 中継系交換設備 ・ 閉門系交換機能を有する設備 ・ 音声パケット変換機能を有する設備 ・ SIP(Session Initiation Protocol) 信号制御機能を有する設備
移動系電気通信設備	・ 3GPP にて標準化された以下の機能区分を有する設備 －CU (Central Unit) －DU (Distributed Unit) －gNB (next Generation Node B) －ユーザーパケット転送機能を有する設備 －セッション制御機能を有する設備 －端末設備の位置管理機能を有する設備 －ポリシー制御機能を有する設備 －ネットワークスライス管理・選択機能を有する設備 －加入者情報管理機能を有する設備 －課金制御機能を有する設備 －統合データ管理機能を有する設備

海底ケーブルに関する設備	・ 海中設備の運用状況を監視するための設備、すなわち － 海中機材監視装置 － 海中機材の監視・制御機能を有する SLTE 又は OCI
メッセンジャーサービス及びそれに付随する IP 電話に関する設備	・ 当該サービス提供に必要なとなる設備

- なお、アンテナや電源設備、あるいは光ファイバーなどの線路設備、通信制御機能を持たない伝送設備については、その対象から除外しています。

<省令>

第1条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号。以下「法」という。）第五十条第一項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号に規定する電気通信事業（同法第百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を除く。次条第一号において同じ。） 次に掲げるもの

イ 次条第一号イに掲げる者にあつては、その者が設置する第一種指定電気通信設備（電気通信事業法第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備をいう。同号において同じ。）のうち、次のいずれかに該当するもの

（1）交換機能を有する電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下この号において同じ。）

（2）電気通信設備の制御機能（仮想化した機能を制御するための機能を含む。）を有する電気通信設備

（3）通信の接続又は認証に係る加入者管理機能を有する電気通信設備

ロ 次条第一号ロに掲げる者にあつては、その者が設置する電気通信設備のうち、イ（1）から（3）までのいずれかに該当するもの（同号ロに規

定する電気通信役務（電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。ニ及び次条第一号において同じ。）の用に供するものに限る。）

ハ 次条第一号ハに掲げる者にあつては、その者が設置する電気通信設備のうち、同号ハに規定する本邦外設置有線電気通信設備の監視機能を有するもの

ニ 次条第一号ニに掲げる者にあつては、その者が設置する電気通信設備のうち、イ（１）から（３）までのいずれかに該当するもの（第五世代移動通信システム（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第十三号に規定する第五世代移動通信システムをいう。次条第一号ニにおいて同じ。）を使用する携帯無線通信（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第一号に規定する携帯無線通信をいう。次条第一号ニにおいて同じ。）による電気通信役務の用に供するものに限る。）

ホ 次条第一号ホに掲げる者にあつては、その者が設置する電気通信設備のうち、同号ホに規定するメッセージサービス及びそれに付随するＩＰ電話（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の四第二項第十号の三に規定するＩＰ電話のうち、二の者の間の通信を媒介するものに限る。）の用に供するもの

二・三（略）

Q 2. 電気通信事業の構成設備について、省令第 13 条第 1 項第 1 号から第 4 号において記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

○ 電気通信事業における特定重要設備の構成設備の範囲は、特定重要設備の機能を構成する設備のうち、その機能の毀損、または不正な操作を受けた場合に特定重要設備の機能に直接の支障を生じるものとし、①特定社会基盤役務を提供するために必要な機能^(※)を有するプログラム、②左記のプログラムの動作させるために必要となるオペレーティングシステムなどのプログラム（ファームウェアを含む）、そして、③これらプログラムを動作させるために必要となるハードウェア（サーバを含む）、または、これらの各プログラムまたはハードウェアの要素が組み合わさって一体で完成品となっている次の設備がそれぞれ該当することになります。

④「業務用ソフトウェア」は、①と②の要素が一体となっている設備

⑤「ノードデバイス」は、①と③の要素が一体となっている設備

⑥「基盤システム」は、②と③の要素が一体となっている設備

(※) 必要な機能とは、以下が挙げられます

(1) 固定通信

- ・ 端末系交換設備、中継系交換設備：通信を伝送する機能
- ・ 関門系交換機能を有する設備：他の電気通信事業者の電気通信設備との通信を交換する機能
- ・ 音声パケット変換機能を有する設備：音声パケット変換機能
- ・ SIP(Session Initiation Protocol) 信号制御機能を有する設備：IP によるパケット伝送の制御又は端末回線伝送設備の認証等を行う機能

(2) 移動通信

- ・ CU (Central Unit) / DU (Distributed Unit)：無線基地局装置のデジタル信号処理を行う機能
- ・ gNB (next Generation Node B)：信号の変復調や情報の符号化・複合化、無線リソースの制御等を行う機能
- ・ ユーザーパケット転送機能を有する設備：ユーザーパケットのルーティングや転送を行い、データネットワークの接続点としての機能
- ・ セッション制御機能を有する設備：利用者の端末設備への IP アドレス割当管理やユーザーデータのパケット転送機能の選択・制御を行う機能
- ・ 端末設備の位置管理機能を有する設備：端末設備の登録管理・接続管理・移動管理機能

- ・ポリシー制御機能を有する設備：QoSなどのポリシー制御を行う機能
- ・ネットワークスライス管理・選択機能を有する設備：ネットワークスライスに関する認証認可を行う機能
- ・加入者情報管理機能を有する設備：加入者情報の管理を行う機能
- ・課金制御機能を有する設備：課金制御を行う機能
- ・統合データ管理機能を有する設備：利用者の端末設備の認証を行う機能

（３）海底ケーブルに関する設備

- ・海中機材監視装置：海中機材の状態監視や故障警報の統合、システムの状態監視等の機能
- ・SLTE（海中機材監視機能搭載）／OCI：海底ケーブルの終端及び海中機材監視装置とのインターフェースの機能

（４）メッセージサービス及びそれに付随する IP 電話に関する設備

- ・メッセージサービス及びそれに付随する IP 電話に関する機能

<省令>

第13条 法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであつて特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 第一条第一号イ及びロに掲げるもの 次に掲げるもの

イ 業務用ソフトウェア

ロ ノードデバイス

ハ 基盤システム

ニ 第一条第一号イに規定する機能を有するプログラム（イ及びロに掲げるものの一部を構成するものを除く。）

ホ オペレーティングシステムその他のニに掲げるものを動作させるために必要となるプログラム（イ及びハに掲げるものの一部を構成するものを除く。）

ヘ サーバーその他のイ、ニ及びホに掲げるものを動作させるために必要となるハードウェア（ロ及びハに掲げるものの一部を構成するものを除く。）

二 第一条第一号ハに掲げるもの 次に掲げるもの

イ 業務用ソフトウェア

ロ ノードデバイス

ハ 基盤システム

ニ 本邦外設置有線電気通信設備の監視機能を有するプログラム（イ及びロに掲げるものの一部を構成するものを除く。）

ホ オペレーティングシステムその他のニに掲げるものを動作させるために必要となるプログラム（イ及びハに掲げるものの一部を構成するものを除く。）

ヘ サーバーその他のイ、ニ及びホに掲げるものを動作させるために必要となるハードウェア（ロ及びハに掲げるものの一部を構成するものを除く。）

三 第一条第一号ニに掲げるもの 次に掲げるもの

イ 業務用ソフトウェア

ロ ノードデバイス

ハ 基盤システム

ニ 第一条第一号イに規定する機能を有するプログラム（イ及びロに掲げるものの一部を構成するものを除く。）

ホ オペレーティングシステムその他のニに掲げるものを動作させるために必要となるプログラム（イ及びハに掲げるものの一部を構成するものを除く。）

ヘ サーバーその他のイ、ニ及びホに掲げるものを動作させるために必要となるハードウェア（ロ及びハに掲げるものの一部を構成するものを除く。）

く。)

四 第一条第一号ホに掲げるもの 次に掲げるもの

イ 電気通信設備の運用、監視又は保守に係る機能を有するシステム

ロ メッセージサービスにおいて提供される情報を伝達するためのシステム

ハ オペレーティングシステム

ニ サーバー

五・六 (略)

Q 3. 電気通信事業の設備の重要維持管理等には具体的にどのような行為が該当しますか。

○ 「重要維持管理等」には、特定重要設備の機能を維持するために重要な「維持管理」や、特定重要設備に係る特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要な「操作」であって、これらを通じて特定重要設備が、特定妨害行為の手段として使用されるおそれがある行為が該当します。

○ 総務省令第九条第一号に掲げる「維持管理」には、例えば、セキュリティアップデートなどのソフトウェア更新や、現に動作させている設備や部品が故障した場合に設備や部品を入れ替える行為、また、定期的な動作確認や保守点検が該当します。

なお、日常的なバグ修正や、清掃を行う場合などは、導入等計画書に記載のある機能を維持するために重要ではないため、総務省令第九条第一号に掲げる維持管理（重要維持管理等）には該当しません。

○ 総務省令第九条第二号に掲げる「操作」には、特定重要設備を動作させ特定社会基盤役務に直接的に影響を与える行為や特定重

要設備の内部パラメータを変更する行為（具体例：ネットワークの正常性監視や異常時の解析や、トラフィック増や新サービス追加、経路変更等に対応するための当該設備の設定の変更）などの運用や制御等を行うことが該当します。

＜省令＞

第9条 法第五十二条第一項の特定重要設備の機能を維持するため又は当該特定重要設備に係る特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、これらを通じて当該特定重要設備が我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものは、次の各号に定めるものとする。

- 一 維持管理
- 二 操作

Q 4. 電気通信事業における特定重要設備の機能に関する変更とは、具体的にどのような変更ですか。

○ 電気通信事業における特定重要設備の機能に関する変更とは、特定重要設備が有する機能の変更、機能の構築に中核的な役割を果たしている設備、機器、装置又はプログラム（以下「設備等」）の変更が該当します。

例えば、

- ー 特定社会基盤役務として提供する通信サービスの通信速度の向上のためや、
- ー 提供している特定社会基盤役務の監視を従前とは異なる方法で行うために、

設備等の変更を行う場合が該当すると考えられます。

○ 一方、こうした設備等そのものの変更を伴わない設備等の設定の変更のみで通信速度や通信カバーエリアの変更等を行う場合や、中核的な役割を果たしている設備等以外（筐体や冷却設備等）のみを変更する場合は、特定重要設備の機能に関する変更には該当しません。

○ また、特定社会基盤事業者自身が、ルータに保持されているネットワーク経路情報を更新する場合や、特定重要設備に備わっているセキュリティソフトウェアをアップデートする場合などについても、設備等そのものを変更するものではないため特定重要設備の機能の変更には当たりませんが、これらを委託により実施する際、省令第9条に規定する重要維持管理等の委託に該当する場合があります。

○ 個別の事案の該当性については詳細をもって判断させていただきますので、都度ご相談ください。

※既に導入が完了している特定重要設備の機能に関する変更を加える場合は、新たな特定重要設備の導入として、新規の導入等計画書の届出が必要です。

Q 5. (特に品名・型番等がない設備が対象となる場合、) 電気通信事業の設備 A については、「名称」として何を記載する必要がありますか。

- 届出の際に記載いただく設備名称には、当該届出により導入等が行われる対象とこれに係る供給者や委託先等の情報が、届出を行う者と総務省との間で一意に特定できるような名称を用いていただくことが基本となります。
- もし、対象となる設備に品名や型番等がない場合は、当該設備の一般名称に当該設備を調達する際に事業者内で用いた調達整理番号等を付記ください。こうした対応が難しい場合、具体的事情を踏まえて判断いたしますので、都度ご相談ください。

Q 6. 電気通信事業において導入に携わる者には具体的にどのような者が該当しますか。

- 特定重要設備の導入に携わる者とは、特定社会基盤事業者が特定重要設備の調達先となる商社、販売会社等など、特定重要設備が特定社会基盤役務の提供の用に供される以前に、当該設備に不正な機能を埋め込むことや、特定重要設備の脆弱性を把握することが可能な者が該当します。
- 特定重要設備の導入に当たり設備の設置や搬送を外部に委託して実施する場合であって、特定社会基盤事業者の監督・管理の下で本作業が行われる場合や、供給者から特定社会基盤事業者に特定重要設備が渡される過程において第三者が当該設備に直接触れることができないよう梱包されている等の措置が行われている場合については、当該作業の委託を受けた者は当該設備を実効的に占有できる状況ではないと判断するため、導入に携わる者には該当しません。また、特定重要設備の導入の際、当該設備の初期設定を行う者も「導入に携わる者」には該当しません。

Q 7. 電気通信事業の特定重要設備／構成設備においては、どの程度の支障が生じれば緊急やむを得ない場合と認められますか。

○ 電気通信分野においては、災害・サイバー攻撃・武力攻撃や大規模障害等の発生により特定重要設備に損傷や支障が生じた際、特定社会基盤役務を継続するために当該設備の応急復旧が必要となる場合（災害等発生時の対応として特定社会基盤役務の提供範囲を一時的に拡大する場合も含む）などが、緊急やむを得ない場合に該当します。

○ なお、特定重要設備の緊急やむを得ない場合の導入時には、法第五十二条第一項のただし書きの規定により事前届出は不要となりますが、特定重要設備に対する特定妨害行為を防止し、特定社会基盤役務の安定的な提供が確保される必要がありますので、適切なリスク管理措置が講じられている前提での対応が求められます。

Q 8. 電気通信分野において、リスク管理措置の導入⑭・重要維持管理等⑨にかかる国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準とは何が該当しますか。

※内閣府の技術的解説参照

○ 国内の関連法規のうち、特定社会基盤事業を規律する及び設備の安全基準に関連する法令は、例えば、電気通信事業法及び有線電気通信法を想定しています。また、国際的に受け入れられた基準のうち、同分野の特定重要設備の安全基準に関するものは、上記法令以外に想定しているものではありません。

Q 9. 国際海底ケーブルに関する特定重要設備の導入や重要維持管理等の委託については、どの時点から事前相談をする方がよいのでしょうか。

- 国際海底ケーブルについては、特定重要設備に関わる事項が、国際海底ケーブルの敷設を計画する段階など、特定重要設備の導入や重要維持管理等の委託の開始に先立ち決まる可能性があるため、本制度の趣旨を踏まえ、国際海底ケーブルを敷設する計画の段階から事前相談を活用するようお願いいたします。